

00661

1 昭和33年3月25日 火曜日 鳥取県公報 第2905号

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)

目 次

◇ 告示

教育職員免許状の授与

土地改良区役員の退任及び就任
土地改良事業の認可

" 境港管理組合規約
境港の港湾区域

高等学校教諭二級普通免許状
(家庭実習) 昭三二高二普第一号

昭三二高二普第三号

藤尾節子

地鳥取県鳥取市瓦町二五五番

"

免許状の種類

番

号

氏名

本

籍

地

授与年月日

吉村和起子 鳥取県八頭郡郡家町下門尾 昭和三十三年三月二十日

二十一番地

鳥取県告示第九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条

第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が
退任及び就任した旨届出があつた。

赤松土地改良区

理 事	地 頭 喜 好	西 伯 郡 大 山 町 大 字 赤 松
監 事	本 伊 清	"
事 地 頭 義 正		
尾高井手土地改良区		
理 事	烟 田 重 利	西 伯 郡 岸 本 町 大 字 上 細 見
石 本 雅 義	"	
室 昌 一	"	
小 沢 保 太 郎		
藍 田 知 重	"	
井 本 美 重	"	
高 橋 勇	"	
細 田 亮 福	"	
加 川 幸 雄	"	
田 守 増 藏		
伯 仙 町 大 字 福 万		
岸 本 町 大 字 遠 藤		
伯 仙 町 大 字 石 州 府		
押 口		

鳥取県知事 遠
の氏名及び住所

藤

茂

監事後藤伊達青木

岸本町大字吉長

尾高

（組合の運営の一元化を図ることを目的とする。）

（組合の名称）

第二条 この組合は、境港管理組合（以下「組合」という。）といふ。

（組合を組織する地方公共団体）

第三条 組合は、鳥取県及び島根県で組織する。

（共同処理する事務）

第四条 組合は、境港に關し、次の事務を行う。

- 一 港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）の規定による港湾管理者の業務
- 二 前号のほか、第一条の目的を達成するため必要な事務

（事務所の位置）

第五条 組合の事務所は、鳥取県境港市に置く。

（議会の組織及び議員の選挙の方法）

第六条 組合の議会の議員（以下「組合の議員」といふ。）の定数は七人とし、そのうち四人は鳥取県から、

三人は島根県から選出する。

2 組合の議員は、鳥取県及び島根県の議会において、当該議会の議員のうちからそれぞれ選舉する。ただし、鳥取県においては、一人に限り、当該議会の議員以外の者で、当該議会の議員の被選舉権を有する者のうちから選舉することができる。

（議員の任期等）

第七条 組合の議員の任期は、一年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 組合の議員が、鳥取県又は島根県の議会の議員の職を失つたときは、組合の議員の職を失う。ただし、前条第二項ただし書の規定により選挙された組合の議員については、当該議員が鳥取県議会の議員の被選挙権を失つたときは、組合の議員の職を失う。

（議員の任期が満了した場合の措置等）

第八条 組合の議員の任期が満了したとき又は組合の議員の欠員が生じたときは、管理者は、鳥取県知事又は島根県知事を経てそれぞれ鳥取県又は島根県の議会の

鳥取県告示第百号

東第一土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十三年三月十七日認可した。

昭和三十三年三月二十五日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第百二号

昭和三十三年一月二十二日内閣總理大臣の許可のあつた境港管理組合規約は、次のとおりである。

昭和三十三年三月二十五日

鳥取県知事 遠 藤

茂

（目的）

第一章 総 則

第一条 この組合は、境港の開発発展、利用の促進及び

鳥取県告示第百一号

東伯郡東郷町大字門田岡本律藏ほか八十八人から申請のあつた共同で施行しようとする土地改良事業について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十三年三月十七日認可した。

昭和三十三年三月二十五日

鳥取県知事 遠 藤

茂

議長に対しその旨を通知する。

2 鳥取県又は島根県の議会において組合の議員を選挙したときは、当該議会の議長は、それぞれ鳥取県知事又は島根県知事を経て管理者にその結果を通知する。

第三章 組合の執行機關

(管理者、副管理者及び出納長)

第九条 組合に管理者、副管理者一人及び出納長を置く。

2 管理者は、第十三条第一項の管理委員会の委員長をもつてこれに充てる。

3 副管理者は、第十三条第一項の管理委員会の副委員長をもつてこれに充てる。

4 出納長は、第十五条第二項の管理委員会の事務局長をもつてこれに充てる。

5 第一項に定めるもののほか、組合に必要な吏員その他をもつてこれに充てる。

6 前項の職員は、第十五条第一項の管理委員会の事務局の職員をもつてこれに充てる。

(港湾管理委員会)

第十条 組合に、港湾法第三十五条第一項の規定により、港湾管理委員会(以下「管理委員会」という。)を置く。

2 委員は、次に掲げる者をもつてこれに充てる。

(管理委員会の組織)

第十二条 管理委員会は、委員五人をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもつてこれに充てる。

一 鳥取県知事

二 島根県知事

三 境港市長

四 美保関町長

五 学識経験を有する者のうちから管理委員会が組合の議会の同意を得て選任する者

3 前項第五号の委員の任期は、四年とする。

(管理委員会の権限)

第十三条 管理委員会は、境港の管理に関する港湾法の規定に基く事務を管理し、及び執行する。

(委員長及び副委員長)

第十四条 組合に委員長及び副委員長一人を置く。

- 2 委員長は、鳥取県知事をもつてこれに充てる。
- 3 委員長は、管理委員会を統括し、これを代表する。
- 4 副委員長は、島根県知事又は第十一条第二項第二号の島根県知事が指名する者をもつてこれに充てる。
- 5 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときその職務を代理する。

(管理委員会の会議)

第十五条 管理委員会は、委員長がこれを招集する。

2 委員長は、管理委員会の会議を主宰する。

3 管理委員会の会議は、委員三人以上が出席しなければ開くことができない。

4 管理委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 この規約に定があるもののほか、管理委員会の会議に關し必要な事項は管理委員会が定める。

(事務局及び職員)

第十五条 管理委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

(第四章 組合の経費)

第十七条 組合の経費は、次の收入をもつて充てるものとする。

一 組合の財産より生ずる收入

二 国から貸付又は管理の委託を受けたものより生ずる

として四千メートルの半径を有する円弧により囲まれた中江、瀬戸及び美保湾の海面。

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十条の規定により、東伯郡及び西伯郡の計量器定期検査を次のように実施する。

境港管理組合規約は、昭和三十三年四月一日から施行する。

検査日	検査区域	検査場所
四月七日	西伯郡西伯町	西伯町役場
八日	西伯郡西伯町	阿賀公民館
九日	会見町	天万
十日	岸本町	"
午前九時三十分から 午後三時まで	午前九時三十分から 午後一時から	正午
午前九時三十分から 午後三時まで	"	"

る收入
國事輔助負担金、起債、委託金、寄付金等の収入
県に還付するものとする。

三國廬補助貯金
起債
委託金
寄附金等の收入

規約は、

- 四 鳥取県及び島根県の分賦金
五 その他の組合に属する收入

2 前項第四号の分賦金については、次の定めるところ
により負担するものとする。

1 この規約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十
七号）第二百八十四条第一項の規定による内閣総理大
臣の許可及び港湾法第三十三条第一項の規定において
適用する判決書第四種の規定による重複負担の内

鳥取県及び島根県に共通する施設に關する
要する費用（国直轄事業分担金を含む。）

二 前号の工事以外の工事に要する費用（国直轄事業）

三 その他組合の運営に要する費用

鳥取県及び島根県がそれぞれ五箇

(その他)

第十八条 組合は、前条第二項第一号の規定によりそれが
ぞれの県が経費を負担した施設（国直轄事業による施
設を除く。）より生ずる収入を、当該経費を負担した

昭和三十三年一月二十二日運輸大臣の許可を受けた境港の港湾区域は次のとおりである。

昭和三十三年三月二十五日

鳥取県告示第百二号

00671

11 昭和33年3月25日 火曜日 鳥取県公報 第2905号

道路交通取締法第九条第四項及び同条の二 令第五十八条の規定に基き左記によつて原動機付自転車運転許可証臨時検査を実施する。

昭和三十三年三月二十五日

鳥取県公安委員会

一 検査を実施する日時場所及び時間

許可証所持者名	検査場所	日	時
岩井警察署管内	岩井警察署	四月 十二日	自九時より至十二時

鳥取	鳥取	十五日自九時より至十五時
郡家	郡家	十六日
智頭	鳥取	十七日

宝木	河原町河原公民館	十日自九時より至十五時
倉吉	智頭警察署 用ヶ瀬町役場	十一日
八橋	氣高町浜村中央公民館	九日

00670

昭和33年3月25日 火曜日 鳥取県公報 第2905号 10

十一日	岸本町役場
十二日	岸本公民館八郷分館
十六日	下北条小学校
十七日	東伯郡北条町
十八日	羽合町
二十二日	長瀬
二十三日	東郷町
二十四日	橋津
二十八日	字野
三十日	油村
三十一日	東郷
三十二日	旧第一劇場
三十三日	旧舍人
三十四日	旧松崎小学校
三十五日	旧東郷町役場花見支所

備考 計量法第百四十二条ただし書による所在場所で行う定期検査については、実施の場所をその所在場所とし、実施期間を昭和三十三年四月七日から五月六日までとする。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二号

岸本町役場

下北条小学校

東伯郡北条町

羽合町

長瀬

東郷

油村

旧第一劇場

字野

旧舍人

旧松崎小学校

東郷

		米子〃	二十五日自九時迄至十五時
	境港〃	米子〃	二十八日〃
溝口〃	境港〃	"	三十日〃
溝口〃	"	三日自十時迄至十五時	
伯南町生山公会堂	黑坂〃	一日自九時迄至十五時	
"	"	二日自九時迄至十二時	
		自十三時三十分迄至十五時三十分	

二 検査を受けなかつた者の処分
検査を受けなかつた運転許可証
緒令第五十九条の一の規定によ
消すものとする。

て昭和三十三年五月三十一日までに次の場所において検査を受けなければならない。

(八) 鳥取県警察本部警ら交通課
事故のため(に)規定する期日までに検査を受けれる
ことができない者はその事由を疎明する書面を添付
し受検延期の承認を受けなければならない。

(四) 受検は現に所有する運転許可証を携帯のうえ、住所地を管轄する検査場（検査場の管轄区域は警察署の管轄区域とする。）に本人自ら出頭して検査を受けなければならぬ。

三 受検の要領

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
發行日 火、 金
印 發行者 鳥取県鳥取市東町
刷 烏取市東町
印 県
刷 所